

第 132 回 入札監理小委員会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 132 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 7 月 20 日（火）19:11～20:52

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 実績評価（案）等の審議

○就労条件総合調査（厚生労働省）

2. 実施要項（案）の審議

○公認会計士試験の試験実施業務（金融庁）

3. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、前原委員、野原委員、鈴木専門委員、高橋専門委員、椿専門委員、芳賀専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部 賃金福祉統計課 小玉課長、武田統計専門官、
渡邊課長補佐、秋山課長補佐

（金融庁）

公認会計士・監査審査会事務局 太田試験専門官
財務省 関東財務局 理財部 岡次長、理財第 1 課 初岡課長、澁木上席調査官

（内閣府）

公共サービス改革推進室 佐久間室長

（事務局）

佐久間事務局長、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 132 回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、厚生労働省の就労条件総合調査の実績評価（案）等について、金融庁の公認会計士試験の試験実施業務の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、就労条件総合調査の実施状況及び実績評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成 21 年 9 月から平成 23 年 3 月までの 1 年 7 か月の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況について、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課小玉課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 5 分程度でお願いいたします。

○小玉課長 厚生労働省賃金福祉統計課長の小玉と申します。よろしく申し上げます。

資料 1、就労条件総合調査の平成 21 年度の実施状況について、ポイントを中心に説明いたします。

まず、1 ページの最初の「事業の概要」ですが、2 番にありますように、平成 21 年度は 22 年度末までの契約となっております。

次に、3 番にありますように、平成 21～22 年度の受託事業者は株式会社帝国データバンクで、平成 20 年度と同じです。そういうこともありますので、この資料ではできるだけ前年度と比較した形で整理をしています。

それでは、I の「1 有効回答率」ですが、1 ページの表は企業規模別に結果をまとめたものです。

ご覧のように、平成 21 年度につきましては委託期間が終わる 3 月末現在で、合計についても、それぞれの規模についても前年度の結果を上回るとともに、最低限上回らなければならない水準は上回り、目標とする水準値には達していませんが、これは最終結果でも同様であります。

それで、こういう結果に至るまでの状況などについて、3 ページになりますが、文章に書いているわけです。

最初のパラグラフにありますように、業務委託期間が始まって間もない時期である昨年 10 月 1 日に、当方から受託事業者に対し、早期に有効回答率の目標を達成することを最優先とするよう指示を行いました。

その次のパラグラフも調査の実施前のことですが、受託事業者は、平成 20 年度では、すべての調査客体に対し同一のあいさつ状を送付していたわけですが、平成 21 年度では、企業の規模と前年度の調査票の提出状況等に応じまして、礼状兼あいさつ状を送付するか、あいさつ状を送付するのではなく送付先の確認を兼ねて電話で協力依頼を行うか、前年度と同様のあいさつ状を送付するかという 3 種類の対応を行ったわけですが、これは平成 21 年度の新たな対応です。

その下のパラグラフからの督促の活動などについては、基本的に前年度と同様ですが、下から 3 つ目のパラグラフにあるように、受託事業者は、3 月に入り 3 回目の電話督促を行いました。前年度は 2 回ですので、1 回増やしたものであります。

4 ページの「2 照会対応」ですが、3 つ目のパラグラフにありますように、調査客体が事業者に対し照会をしたときの受託事業者の対応状況についてアンケートをした結果によりますと、その

下のパラグラフにあるように、照会対応はおおむね円滑に実施されたと考えております。

5 ページの「II 実施経費の状況及び評価」ですが、平成 21 年度に受託事業者による今回の業務に要した経費を 5 ページの表のように整理しています。

一番下の欄にありますように、平成 21 年度の全体の実施経費は約 2,532 万円で、見積額、これは契約金額を 2 で割った額であります。これを 432 万円ほど上回っていますが、一番右の欄の平成 20 年度の実施経費よりは 196 万円ほど下回っています。また、見積りと実施経費の乖離の幅ですが、前年度を 91 万円ほど下回っています。

見積額と実施経費とに差が生じている要因につきましては、表の中で備考欄に各項目別に整理していますが、最も大きな要因は、平成 20 年度から 21 年度にかけて回収した調査票に関して、事業者が行う審査につきまして、厚生労働省が事業者に求める水準を上げて、その内容を入札説明会で説明・配付した個票審査要領に示していたのですが、事業者の方がその点を見積りにおいて十分には反映できなかったということでもあります。

次に、6 ページの III の「1 実施体制」、すなわち業務量についてですが、12 の業務に分けて表にまとめています。なお、受託事業者分については平成 20 年度の数値も計測していますので、その数字を右側の括弧の中に書いています。

受託事業者と再委託先との業務の分担は、基本的には前年度と同様ですので、受託事業者分だけでも前年度と比較できるようにしたものであります。内容についての説明は省略いたしますが、前のページの経費の状況の補足としてもごらんいただければと考えております。

7 ページの「2 督促等の状況」ですが、先ほど申し上げたように「ア 事前の挨拶状等の発送及び電話による協力依頼の実施」と 9 ページの「キ 第 3 回電話督促の実施（新規）」が平成 21 年度の新たな取組みで、これら以外については前年度と同様であります。

それで、9 ページの（2）に書いていますように、督促の際の受託事業者のオペレーターの対応態度と、オペレーターの説明による調査の趣旨・重要性の理解度などについてアンケートをした結果によりますと、督促の際の対応態度につきましてはおおむね適切であったと評価できる場所があります。また、督促の際の説明内容が調査客体に理解されたかにつきましてもおおむね良好であったと評価できますが、平成 22 年度においては更に理解が得られる説明を行うことを期待しております。

次に「3 疑義照会の状況」です。

まず審査の状況については、一番下のパラグラフにありますように、今回の調査で有効回答をいただいた企業のうち 4,097 件について、厚生労働省が貸与した個票審査要領に基づいて受託事業者が審査をしたところ、未記入または誤記入があった箇所は延べ 4 万 8,223 か所で、審査レベルを上げたために前年度よりかなり増えています。

次に 10 ページの（2）ですが、受託事業者が疑義照会を行った結果は下の表のとおりでありまして、未記入または誤記入が判明した箇所の 78.9%に当たる 3 万 8,044 か所について確認できたという結果になっています。前年度と比べて疑義照会の箇所自体が大幅に増加している中で、この割合が上昇しておりますので、疑義照会は順調に実施されたものと考えております。

なお、11 ページ以降の 4 番については基本的に前年度と同様ですので、説明は省略させていただきます。

また、14～15 ページの別紙のアンケートの結果については、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

説明は以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の実績評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府より評価（案）について御説明をさせていただきます。資料の方は資料 A-2 になります。

評価（案）の前段の方は省略させていただきます。3 ページ目の方に入ります。「(1) 対象公共サービスの質」として、有効回答率について整理をさせていただいております。

数字そのものにつきましては、厚生労働省さんの方の資料にもありましたので省略させていただきますが「(イ) 評価」の第 2 パラグラフ目から御紹介させていただきます。

平成 20 年度は調査協力拒否をされた企業、それから、5,000 人以上の企業につきまして、厚生労働省さんの方から一部督促を実施したというような経過がございます。平成 21 年度については民間事業者の方がすべて督促を行い、20 年度の実績を超える回収率が確保できたということで、評価をさせていただいております。特に 5,000 人以上の企業につきましては、目標とする水準と比べましても 0.1 ポイントの差しかないということで、こちらについても評価をさせていただいているという内容になってございます。

続きまして、4 ページの方に入ります。「イ 個票審査、疑義照会」でございます。

こちらにつきましても、厚生労働省さんの方から御紹介がありました、個票審査のレベルを変えているというところがございます。未記入または誤記入のあった箇所数が平成 20 年度に比べ 2 倍以上という形になっている。これに対し疑義照会を行っていただきまして修正なり補正ができた割合が、平成 21 年度では 78.9%、平成 20 年度は実は 69.3%ということで、10 ポイントも向上されているということで、こちらについても調査結果の質の維持に貢献できたものということで、高く評価をさせていただいております。

「(2) 実施経費」でございます。契約金額は 4,200 万円で、2 年間でいきますと 930 万円の削減となっております。1 年間では約 465 万円の削減で、経費の削減にもしっかり対応できているというところでございます。

最後に「3 評価のまとめ」でございますが、5 ページ目の方に入ります。

このように、回答率、設定された質が確保され、経費についても削減がしっかりできたというところでございまして、この次の事業も引き続き民間競争入札の実施をお願いしたいと考えております。

ただし、この次の事業の実施に当たりましては、次の点ということで 3 点ほど整理をさせていただきましたが、この 3 点に留意をいただきながら実施いただきたいと思います。

まず (1) は、実施経験を踏まえて、民間事業者の工夫を生かした効率的な事業実施を図るとい

うような観点から、契約期間は現行2年でございますが、こちらの延長を検討いただきたいということでございます。

(2)が調査票の回収に当たり、調査対象企業の区分、調査票の提出状況であったり、あるいは先ほど申し上げた5,000人以上の規模といったところで、そういった企業の特성에応じた協力依頼、督促というものが今回の実施状況で見られました。こういった企業の情報をしっかり、次の事業の事業者の方に情報提供いただきたいというのが(2)でございます。

(3)は、事業実績のない民間事業者におかれましても今回のような実施状況を踏まえた企画書の提案が可能となりますよう、次の事業の実施要項においては今回報告いただいた実施状況の内容をしっかりと盛り込んでいただきたい。

この3点を整理させていただきました。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○逢見副主査 平成20年度調査では、厚労省が直接督促をしておりました。それで、平成21年度は事業者の工夫によって、厚労省からの督促はなく、かつ回収率も高くなったということですが、これは、厚労省自身が調査を直接やっていたときもこうした督促はかなりやっていたということですか。

要するに私が知りたいのは、民間事業者の創意工夫はどの程度評価できるものなのかということですか。

○小玉課長 督促自体は、国がやっているときも当然やっているものでございます。それで、お話にありましたように、民間事業者の創意工夫でありますと、これは平成20年度、前年度からということにもなるんですが、郵送で回収する部分と、それから、自ら直接訪問して回収する部分を戦略的に分けているということが1つ。

それから、平成21年度の新たなものとしては、これは厳密には督促といわないだと思いますが、調査実施前に、今の私の説明にも入れたと思いますし、内閣府さんの説明にもあったと思いますが、調査前に前年度の調査票が返ってきたか否かとか、調査対象の規模に応じて礼状兼あいさつ状を送るとか、あるいは直接、調査の担当部署の確認も兼ねて電話をかけるとか、そういう工夫をしたということは該当するんだと思っております。

○逢見副主査 平成20年度調査のときは回答拒否とかもあって、それを厚労省が直接督促することによって回収できたということですが、これはやはり民間委託をした初年度だからそういうことが起きたんですか。

○小玉課長 平成20年度は民間委託の最初の年ということもありまして、事業者の方が、平成21年度もそうなんだろうけれども、できるだけ高い有効回答率を確保したい、それで、最初から調査の協力を拒否するという企業は幾つかありまして、そこについては実は、去年の報告書にきっち

り書いたはずなんです、調査協力拒否企業については事業者の方から厚生労働省に督促してくれという依頼があったので督促したということでございます。

なお、話がそれるかもしれませんが、5,000人以上の規模のところについては3月末現在で最低限上回らなければならない水準まで達していなかったもので、それは調査の精度上も少しまづいかなということ、それは厚生労働省の判断で我々が督促したということでございます。

以上です。

○逢見副主査 平成21年度は過去の学習効果といいますか、そういうものがうまく出て、非常によい回収率になったというふうに理解していいということですね。

○小玉課長 厚生労働省の方も、受託事業者側も、有効回答率の確保が入札実施要項上も最優先であると認識しております。そういう共通の認識の下で、御指摘があったように、前年度の経験を踏まえまして、前年度に実施した内容に加えまして、繰り返しになりますが、一定の調査客体に対しては調査前に送付先の確認も兼ねて電話で協力依頼をしたとか、あと、電話による督促を1回増やして3回に増やしたとか、そういうことで民間事業者の力で、上回ることとする水準値は達したというふうに評価しております。

○小林副主査 お願いします。

○高橋専門委員 1点確認させてください。資料A-1の裏面の「民間事業者の主な創意工夫」のところに電子画像化したプログラムを開発してというところがあるんですが、これは次の情報開示の中に含まれるわけですね。当然、電子画像化をこういうふうにしたという情報の情報も入札のときに公開されるわけですね。

○小玉課長 この事業者が審査についてシステムを開発して行ったということは当然、情報公開されるわけでございます。

御質問の趣旨は、審査のシステム自体が次の事業者に継承されるかということでございますか。

○高橋専門委員 そうです。

○小玉課長 まず申し上げたいのは、少なくとも私どもが把握している限りではあるんですが、審査につきましては、この受託事業者のようにシステムを開発して行うというような例はまだまだむしろ例外的でございます、少なくとも、この調査に関しては国が、我々がやっていたときは目視で審査を行っておりましたし、それから、平成20年度も21年度も入札をやったわけで、そのときに企画書を出してもらったわけでございますが、入札に参加して企画書を提出していただいたほかの事業者では、1者だけありましたけれども、それを除けば審査は目視のみでという提案でございました。

その1者にしても、目視の後にダブルで、システムで行うという提案だったわけでございますが、まだ我々としては審査をシステムで行う方がいいか、目視で行う方がいいかということは判断できる状況にはないと考えておまして、要するに審査をシステムで行うかどうかはまだまだ事業者の御判断、自由である、そういうふうに考えております。

そういうことで、今のところは審査をシステムで行うという前提に立って、前の事業者が開発したものを情報提供するとか、そういうところまでは必ずしも必要ではないのではないかと考えてお

りますし、また、それは開発した事業者の創意工夫でもございますので、その辺の兼ね合いもまだ検討しなければいけないと考えております。

○小林副主査 どうぞ。

○野原委員 民間競争入札の契約期間を更に延長してはどうかと事務局資料では提案されていますし、それから、次期事業の民間競争入札で、事業実績のない民間事業者もその状況がわかるように、できるだけ委託事業者に情報開示をしてもらうようにとも書かれていますが、一般的に考えて、契約期間が長くなると、入札が3年に1度、4年に1度と間隔が空くようになるので、多数の民間企業が競争するとき、実績のあるところが更に有利になるという状況がある。ノウハウがその企業だけにたまっていくことにもなっていくと思うんです。

その点について、どんなふうを考えていらっしゃるかを伺いたいんですけども、1つは受託した民間事業者がノウハウをできるだけ開示して、次の入札企業に役立つようにすると整理されていますが、この辺は実感としてうまくいくと思っいらっしゃるのでしょうか。実際には帝国データバンクさん1社だけが受託経験があるわけで、民間ではそこだけにノウハウがあることになっていますが、今後、複数社での競争入札が継続的に行われ、かつ、民間の創意工夫で切磋琢磨されていく状況をつくっていくと思うと、その一社一社のノウハウを、厚労省さんが把握して、伝えていく必要があるのかとも思うんですが、その辺り、どう考えていらっしゃるのかをお聞きしたい。

○小林副主査 どうぞ。

○小玉課長 まさに御指摘のような問題はあるかと思いますが、私どもといたしましては、今日、まさに説明いたしましたこういう報告書にできるだけ情報を開示する。それで、先ほどございましたように、入札実施要項にもこういう情報を一緒に加えるとか、この報告書自体、勿論、オープンになるものですが、更に入札実施要項の中でもそういう情報を開示するとか、いずれにしても、報告書を通じて、あるいは当然、この小委員会の場を通じて、いろんな情報をできるだけ開示することによって多くの事業者が入札に参加できるような環境を整えるということが重要だろうと考えております。

○野原委員 それは十分、有効であろうと思われているんですね。

○小玉課長 はい。今回の報告書でも、例えば業務量をいちいち整理するとか、かなりの情報開示はしたつもりでございますので、有効であろうと考えております。

○小林副主査 今に関連しまして、6者が入札に参加していますが、それで、帝国データバンクさんと差がついたのはどういうところだったのかというのを可能な限りで御説明いただけるとありがたいと思います。

○小玉課長 6者の中で、受託事業者は、技術点は1位だった。それで価格点は、2位タイではございますが、これは1位とは相当の差がありまして、技術的に非常に評価が高かったというふうに御理解いただければと思います。

○小林副主査 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○椿専門委員 2点なんですけれども、1点は今回、かなり厚労省さんからの手放れが進んだとい

うふうな印象を持ったんです。つまり、前年はかなり督促に関しては、少なくとも厚労省さんは支援されましたね。それで、その部分、つまり内部コストがかなり減少したということは、勿論、厚労省さんはかなりきちんとした指導はされたと思うんですけども、見えない形ではあるけれども、今年は相当実感されているんですか。

もう一点なんですけど、今回、非常に質という観点で、この業者さんは頑張ったと思うんですけども、これは、この次の入札の要件の中で、言わば現在の質の確保みたいな形の物の言い方で、そのままの要件でこの水準は維持されるのか。あるいは今回の一連の流れを見て、質に関してはこういうようなものが必要である。価格以上に、かなり質がきちんと確保されるような要件の追加というものが有り得るのか、有り得ないのか。勿論、これは今後考えればいいことかと思うんですけども、そういうことに関して少し教えていただければと思います。

○小林副主査 お願いします。

○小玉課長 1点目に関しましては、確かに平成20年度のように、私どもが直接、督促等に手を出すこともなく事業が実施されたということで、ある意味で、これが本来の姿であると思っております。国と受託事業者の関係といたしましては、国は目標を明確にする。それで事業の途中でも、いろいろあるでしょうけれども、今回の場合で言いますと、やはり早期の有効回答率の達成を最優先としてくださいというような優先順位を明確にして、目標を明確に、受託事業者に対して提供するというのが国の役割で、その枠の中で創意工夫を発揮していただいて、受託事業者が自ら、その事業を完結するというのが本来の姿であると思っておりますし、今回につきましては、私どもとしては大体、本来の姿でやることができたかなと考えております。

2点目につきましては、それは今後の話になるんだと思いますが、事務的に具体的な対応を考えた場合には、多分2つあるんだと思うんです。入札実施要項の文章部分で御指摘のようなことを組み入れるという話と、評価項目のところで考える。2つあるんだと思っております。今のところは、評価項目は既に幾つか見直したいというのがありますので、そういう点は見直していこうとは思っております。それで、文章部分までどうかというのは、まだ時期も時期ですので、そこまでは検討しておりません。

以上です。

○小林副主査 どうぞ。

○芳賀専門委員 今のことに関連するんですけども、例えば疑義照会のところとか、平成20年度に比べて本年度はこちらで実施されていた前のレベルと同じレベルになりましたというようなことが書かれていたかと思うんですが、疑義照会なども調査の質に関係すると同時に、コストにも多分、調査会社側では強く関連する部分であると思うんです。つまり、そういう部分については実施要項の中で、これだけのレベルを確保してください。例えば全体のここのこういう項目については、空欄は許しませんとか、かなり細かく指定できるようなものもあるような気がするんですけども、そういった工夫は今後される予定はないんでしょうか。

○小林副主査 お願いします。

○小玉課長 審査、疑義照会の部分につきましても、入札実施要項で確保すべき質というところに

欄がございますので、そこに入れること自体はそんなにおかしくないと考えております。そこはほかの調査の例も見ながら勉強させていただきたいと思いますが、どちらかという、この小委員会の場でそういう御意見をいただきましたので、我々としては尊重して検討したいと思っております。

○小林副主査 どうぞ。

○鈴木専門委員 今のことに関連して、個票審査において未記入とか誤記入が2倍あった。その理由が個票審査のレベルの設定を変えたということですが、調査結果として何か不都合とか、そういうことはなかったのでしょうか。つまり、審査のレベルを途中で変えたわけですから、当然、結果に何か影響が出るとか、そういうことが心配に思えるんです。

○小玉課長 その点につきましては、平成20年度は最初の年ということもあるので、審査のレベルが必ずしも高くなかった。それで本来、疑義照会すべき箇所でかなり残っていたわけですが、そこは、平成20年度は国がすべてやったということでございます。

それで平成21年度につきましても、先ほど民間事業者は78.9%という数字があったと思いますが、残った部分はやはり国で疑義照会をやらなければいけないんです。今、やっているところなんです、そういう意味では、最後は調査結果に責任を持たなければいけないのは国の方になりますので、分量の違いが非常にあるわけですが、そこを整理した上での調査結果でございますので、調査結果という意味では直接の影響は基本的にはないかなと考えております。

ただ、私どもといたしましては、自分たちがやらなければいけない量が昨年度に比べてかなり減りましたので、そこは非常に評価しておるわけでございますし、あと、付け加えて言わせていただきますと、この事業者であれば、平成22年度は我々がやる場所はもっと減るのではないかなと考えております。

以上です。

○小林副主査 今のお話に関連して、評価としては実施経費は削減されたということになってますけれども、トータルコストとしてはどうなんでしょうか。

○小玉課長 督促の分が事業者だけでほぼ完結したということがございますので、トータルコストが前年度よりかかるということはありません。間接コストがありますので、正直申し上げまして、きっちりと数字には出ませんが、トータルコストも昨年度よりは減少したというふうには考えております。ただ、数値的な証明ができないのは御容赦いただきたいと思っております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ意見が出ましたけれども、これからも競争というものが公共サービス改革法の中ではキーになりますので、十分な情報開示をしていただいて、実施体制の作業量、ワーク労働の情報などが、ほかに参入してくる業者にとってはすごく参考になるんだと思いますので、そういうことでやっていただきたいと思います。

それでは、本評価（案）については、基本的には今日のものでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、私の方で調整を進めさせていただきたいと思います。よろしいでし

ようか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 それでは、本日はありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室、金融庁関係者入室)

○小林副主査 続きまして、公認会計士試験の試験実施業務の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室太田試験専門官に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項(案)の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は15分程度でお願いいたします。

○太田試験専門官 金融庁公認会計士・監査審査会で試験専門官をしております太田でございます。よろしくお願いたします。

本日は、お手元に資料としまして、実施要項(案)の案文と、その別紙ということで、御参考ということで「市場化テスト」の実施スケジュールの資料を配付させていただいております。まず、今回対象となります公認会計士試験事業の内容につきまして、お手元の実施スケジュールの資料なども参考にしながら概要を御説明したいと思っております。若干、実施要項と重なる部分もございますけれども、御容赦いただきたいと思っております。

公認会計士試験事業でございますが、公認会計士試験は公認会計士法の規定に基づきまして、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的に毎年実施しております。その実施主体としましては法律の規定に基づきまして公認会計士・監査審査会が実施することとされております。

この試験に合格いたしますと、その後、監査法人等におけます業務補助などを経まして公認会計士として登録されることとなります。それで、公認会計士としての登録を受けますと、財務諸表に対する監査証明業務を行うことができることとなっております。

現行の試験制度におきましては、この公認会計士試験は短答式試験、論文式試験の方式で行われております。なお、多様な受験者に対しまして受験の機会を提供するという観点から試験制度の改善を図っております。平成22年試験、具体的には昨年の平成21年12月に第I回の短答式試験を実施したところでございますが、平成22年試験から短答式試験を年に2回実施しているという点に特徴がございます。

お手元の実施スケジュールの方を見ていただきますとわかりますが、今回「市場化テスト」の対象となります試験が平成24～26年試験の3年間の試験が実施対象となっております。平成24年試験のところを見ていただきますと、上の方に【第I回短答式試験】というところがございます、願書受付から合格発表までがございます、それに引き続きまして、その下に【第II回短答式試験】。これが1月から願書配付、願書受付と始まりまして、6月の合格発表に至る。この2回の短答式試験に合格した方、それから、短答式試験を免除になっている方が次の【論文式試験】に進むという形になっております。

出願の手続としましては、この第I回短答式試験と第II回短答式試験の直前にそれぞれ出願の手

続が行われることになっておりまして、短答式試験の免除によりまして論文式試験から受験をなさる方についても、具体的には第Ⅱ回の短答式試験ということになります。この短答式試験の出願の際に出願手続をやっていただくということになっております。

なお、平成 22 年試験から短答式試験が年に 2 回実施されるという制度が導入されたことに伴いまして、論文式試験の合格発表が 11 月に行われますけれども、その前に、先ほどのスケジュール表の中段を見ていただきますと「25 年試験」という部分がございますが、この上の論文式試験の合格発表が 11 月に行われる前の段階で既に、翌年の平成 25 年試験の第Ⅰ回短答式試験の願書配付、願書受付が 8 月から 9 月にかけて行われることになっておりまして、前の年の論文式試験の結果が出る前に、翌年試験の第Ⅰ回短答式試験の願書手続が終了するということになっておりまして、若干複雑な仕組みとなっております。

これらの公認会計士試験に関する業務のうち、全国同一の基準で処理をされる必要がございます試験問題の作成、採点、合格決定、不正受験者に対します受験禁止措置等につきましては、公認会計士・監査審査会において事務処理を行っておりますが、その他の業務、具体的に申し上げますと、今回「市場化テスト」の対象となつてございます受験願書の受付とか、試験会場の確保、試験当日の立会業務等につきましては、全国の財務局長に委任をされております。今回の「市場化テスト」においては、そのうち関東財務局におけるこれらの事務が対象となっているところでございます。

次に、試験業務実施に当たりましての留意点ということで、2 点ほど申し上げたいと思います。

まず試験会場の確保の関係でございますけれども、従来、関東財務局におきましては試験会場として都内の大学を利用してきております。これらの大学を試験会場として確保するに当たりましては、例年 3 月ごろに各大学におきまして学内行事の予定等が決まっておりますので、それで学内行事等を勘案の上で、大学の事務局が向こう 1 年間におけます教室の貸し出しについて調整を行っております。少なくとも、この年間スケジュールが決まる段階までに大学の事務局に対して教室の利用意思がある旨を申し入れておく必要がございます。その時機を逸してしまいますと、先に申し入れのあったほかの貸出先などに対して既に内諾が出されてしまつて、こちらの希望どおり会場が利用できない可能性があるという点に留意をしていただく必要がございます。

それから、受験願書の受付についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、論文式試験の合格発表が行われます前に第Ⅰ回短答式試験の願書受付が終了するという仕組みになっておりますので、論文式試験を受験している方が翌年の第Ⅰ回短答式試験に出願をする場合には、一旦、受験手数料納付のために収入印紙を願書に張っていただく必要があるんですが、その収入印紙については願書に張らないで一旦提出していただいた上で、後日、論文式試験に不合格になつたということで、第Ⅰ回短答式試験を受験する必要性が確定したという段階におきまして、改めて収入印紙の提出を求めるといふ事務処理になっている点でございます。この収入印紙の受付をするといふ事務につきましては、財務局の方ではなくて、公認会計士・監査審査会の方で直接行うこととしていただいております。

続きまして、入札実施要項（案）におけます幾つかの項目につきまして御説明させていただきたいと思つています。

まず、入札対象事業の実施に当たりまして確保されるべきサービスの質に関してでございます。お手元の資料ですと、7ページからの部分でございます。

こちらの項目におきまして記載しておるものにつきましては、特に公正かつ確実に事務処理が行われる必要があるという試験事業という性格にかんがみまして、それぞれの段階、試験会場の確保から受付、それから、当日の立会業務までといった段階におけます試験事務が確実にミスなく行われなければいけないということに主眼を置きまして、そういった項目が守られるようにということで、確保されるべきサービスの質という項目で列挙しているところでございます。

次に、入札参加資格に関する点でございます。11ページからの部分でございます。

そのうち、若干、補足をさせていただきたいと思っておりますのが次の12ページに出ている部分でございますけれども、(2)の⑦のところで「民間事業者又はその親会社等が公認会計士試験に関する受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること」という項目を掲げてございますが、こちらにつきましては一部の受験者に対して何か有利な取扱いが行われているのではないかと、例えば試験会場の席順を決める段階でありましたら、受験生に有利になるように、例えば廊下側に近い席にするとか、なるべく広く取ってある席にするとかといったこと。それから、試験官において、カンニングをしているにもかかわらず、わざと見落としをするとか、そういった何か意図的な、特別な扱いというようなものが行われているのではないかとというような疑念を少しでも招くことがあってはいけないという観点がございますので、そういった疑念を招くことのないように、こちらの項目、受験指導等を行ったことがない。それから、現にそういった業務を行っていないことという内容について要請をしているという点がございます。

こちらの点は、試験事業という特殊性にかんがみて、従来から財務局、それから、例えば公認会計士・監査審査会の方で行ってございます試験問題の作成とか印刷などといった業者を選定する際にも条件として入れていただいている項目でございます。

それから、請負報酬の支払いについての説明でございますけれども、ページが若干戻って恐縮でございますが、10ページの⑩をご覧くださいと思います。

こちらにおきましては、支払いに関しまして、業務履行の確認の過程でサービスの質が満たされていないという場合の措置について記載しておるところでございますが、今回の要項(案)の考え方の中では、試験が無効になってしまうような著しく重度の影響を及ぼしたケースにつきましては支払いを留保するという措置を記載してございます。この試験が無効になるような場合といたしますと、基本的にはあってはならないことではございますけれども、想定されることといたしましては、例えば試験問題が試験の実施前に漏洩してしまうとか、ないしは、ある教室において試験時間が著しく短かったり、逆に長かったりというようなことで、公正・公平な条件で試験が実施されていない状態になることが想定されるところでございます。

ただし、このような試験が無効になるような著しい影響はなかったという場合につきましては、軽微な影響であるという場合につきましては、例えば答案用紙の回収に若干遅れが出たとかというようなことが考えられますけれども、そういった場合につきましては改善の原因を分析しまして、

今後、どう改善していくかということの内容を内容といたします改善計画書を関東財務局に提出してもらおう。関東財務局の方で、その内容で今後、改善がされるであろうということが確認できれば請負報酬は払うということで、軽微のミスについては次回以降の業務において改善をしていただくという点に重点を置くということで考えておまして、今回の要項（案）の中では減額の措置は記載していない。とにかく改善をしていただくというところに重点を置いているところでございます。

次に落札者決定のための評価の基準についてでございますけれども、こちらは14ページ以降でございます。

今回は、評価の方式としましては、他の例でも見られておりますように、総合評価方式を導入しているところでございます。その中で、必須項目として基礎点を25点。15ページでございます加点項目審査のところでは合計で40点。それから、16ページに出ております入札価格点につきましては35点、合計100点ということで点数配分をしているところでございますけれども、こちらにつきましては他の事業におけます事例も勘案しつつ、価格面におけます有利性だけではなく、民間事業者におけます創意工夫に基づきまして、より良い企画を提出していただいた民間事業者に対して高い評価を与えるという制度にすることによりまして、企画書を作成いたします民間事業者におきまして、よりモチベーションが高まってほしいという観点から、この加点項目審査点につきましては4割の配分をしているところでございます。

なお、こちらの総合評価の方式につきましては、恐縮ながら現在、財務省の方と協議中であるということにつきまして、追加で説明をさせていただきます。

概要は以上でございますけれども、なお、こちらの公認会計士試験事業につきましては、11ページをご覧いただきたいと思いますが、上の部分におきまして、契約期間内に実施する試験は次のとおりでございますけれども、今後の公認会計士法の改正等によりまして試験制度に変更があった場合には、所要の修正を行う場合があるということで記載している部分がございます。

御案内の方もいらっしゃるかと思いますが、現在、公認会計士試験の合格者の就職問題等に端を発しまして、試験制度の見直しの作業が金融庁の方で副大臣をヘッドにいたしまして、有識者におきまして公認会計士制度に関する懇談会が開かれておまして、試験制度の見直し作業が昨年12月から行われておるところでございます。そちらの見直し作業につきましては、まだ意見集約の過程で、最終的な報告書などはまとまっていないところでございますけれども、その試験制度の見直しの影響で、場合によっては今回の対象となっております試験事業の中で影響が出てくるということがあり得るのかなというところがございますので、その旨、一応、記載をさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、私の方の説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。
○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○逢見副主査 それでは、最初に示された資料2-1のスケジュールが、箱の形がでこぼこしていて何となく複雑な感じがしますが、会場申し込みは前年度の12月にやって、受託した事業者はそ

の会場を使用するところから始まる。これはやむを得ないということなんですか。

○太田試験専門官 先ほどの説明の中で、3月ごろに大学の方で年間スケジュールを決められるということで申し上げたんですけれども、現状、その前の段階から、約1年前から、もし空いていたら使わせてほしいんですがというようなことを大学側に申し入れて、内諾といいますか、もし空いていたら、わかりましたということで、あとは学内の都合次第で、都合がもし悪くなければ、それでは、その方向で考えさせていただきますというようなことで、結構前向きに考えていただけるようなケースもございまして、そういったことからしますと、3月の時点でいきなり申し入れるということではなくて、1年前ぐらいから手を挙げて、話だけはしておいていただくということが、従来から行きますと、試験会場を確保しやすいというようなやり方となっております。

それから、先ほど申し上げましたように、3月の時点では1年間の予定が決まってしまうので、そうしますと、今回の対象事業の契約開始期間が4月からとなっておりますので、その前の3月の時点で会場は確保しておかないと、実施要項にもございますように、かなり大規模な受験生を、短答式試験におきましては1万人程度の受験生が集まります試験会場を確保する必要がありますので、なかなか適した会場がないという事情もございますので、確実に会場を確保するという観点から、やむを得ず、あらかじめ、最初の試験につきましては関東財務局の方で確保したところを使っておいただくのがよろしいのではないかと考えているところでございます。

○逢見副主査 それは、後の方も会場の申し込みをして、契約が終わって、次の事業者に移る場合は同じようなことになる。これも同じ理由ということですか。

○太田試験専門官 そうです。やはり1年分のスケジュールを3月ごろに決めますので、その段階で、同じ試験で使うのに、夏の論文式試験までは民間事業者の方が申し込んで、その残りの分は関東財務局から申し入れるというようなこととなりますと、予算面の関連もございますけれども、少し複雑になりますので、そこは1年分申し入れていただいた上で、もし12月の試験については関東財務局に実施主体が戻るということであれば、その点についてはあらかじめ契約先の方にその旨を御説明していただいた上で、12月については関東財務局に移りますということで確保していただく必要があると考えられます。

○逢見副主査 わかりました。

それでは、次に実施要項（案）の10ページの報酬の支払いのところで、⑩で「試験が無効になるような著しく重度の影響」とあります。さらにその後「影響が軽度に留まる」という部分の判断ですけれども、先ほどの説明ですと、無効になるようなものとしては、問題が事前に漏洩されているとか、あるいは試験時間が1つの会場だけ長かったり短かったりしている。これは重度の影響にあたるものですが、軽度にとどまるという判断は、どんなレベルの判断になるのでしょうか。

○太田試験専門官 無効ということになりますと、これは全国で同じタイミングで多数の受験生が受験するという試験でございますので、やり直しをするわけにはなかなかいかないところがございますので、それこそ試験が無効になるという場に、今までそんな例はございませんけれども、そこはやはり、先ほど申し上げたような重大な、公平に試験が、とてもではないけれども、独占業務を行う資格を与えるための試験が公平に行われたとはとても考えられないというような場合に

限られるものと考えております。

逆に、そういった非常に限られた重度の影響がある場合というケース以外は、例えば幾つかの教室において試験時間が、確保はされていたけれども、数分遅れてしまって、その次の休み時間に影響が出たとか、あとは答案用紙の回収に非常に手間取ってしまって、やはり休み時間に影響が出たとか、ないしは出願のとき、受験願書の受付のときに、一時的にはその願書の内容をいろいろ確認していただいた上で、特に問題がないかどうか、特に何か補正を、受験生に確認していただくような必要がないかどうかという辺りをチェックしていただく必要があるわけですが、その段階で確認作業に漏れがあって、後々、金融庁に願書が送られてきた後にいろいろミスが発見されて、再度、受験生に対して補正をしてもらわなければいけない事態が生じたとか、そういったようなことが今までのケースであると考えられると思いますけれども、その程度であれば、直接、試験の有効・無効に影響を与えるというようなものではないだろうということ、軽微にとどまるということと考えておるところでございます。

○逢見副主査 その軽微でとどまるという場合には、一旦、支払いを行った上で改善計画書を財務局に提出して協議する。それで、次回の試験において改善計画書に従って業務履行が確認できないと判断した場合は、次回の支払いを留保して、改善されるまで支払わないということになります。一旦、支払って改善計画書を出させる。それで、その改善計画書をチェックして、これでもまだ足りないという場合は支払いを留保するという事なんですけれども、ここはペナルティーみたいなものがあるかもしれないような感じはします。例えば減額するとか、そういうことがあってもいいように思うんですけども、改善されるのを何回も促して待つということですか。

○小林副主査 そこはやはりサービスの質に関わってくる部分なので、一定のレベルのサービスの質を達成できなかった場合に、どういったペナルティーを科していくのかというふうに位置づけた方がより良いのではないかとということなんです。

○太田試験専門官 ただ、実際、こちらについては私どもでも考えてみたんですけども、そういった減額をしていくというやり方もあると思うんですが、それでは、具体的にどういう基準でできるのかといった場合に、こういうミスがあったら何%減額とか、そういった基準の設定が試験事業の場合にはどの程度なじむのかというような判断がございまして、そういった金額面で調整していくというよりは、まずは具体的に一緒になって、改善計画につきましても、一方的に民間事業者において設定をする、改善計画を受け入れるということではなくて、財務局と協議するとしてございますので、そこは従来のやり方も参考にさせていただいて、どうすればこういったミスが防げるのかという点を、これだったら次回はどううまくいくのではないかと方法を一緒になって考えて改善していただくということで、何とか改善をしていただけないか。

逆に言えば、同じことを何度も繰り返されても困りますので、そこは、1度起こったことは仕方ないにしても、次回は必ず直していただくということで、改善計画書の提出と協議ということで、一緒になって、そこはどうやったらうまくいくかということを考えていくことによって同じミスが起らないように担保できるのではないかと趣旨から、減額の基準の策定が難しいというようなところもございまして、このような減額措置は導入しないということで原案とさせていただいた

ところでございます。

○逢見副主査 31 ページの達成水準の中で「試験会場の確保漏れ」以下、ずらずらと書いてあります。これらは、試験をやる以上、こういうミスは基本的にはあってはならないということだと思っておりますけれども、もし例えば、そういうときに配付漏れとか何かがあれば、これは何か改善計画をつくるというよりは、むしろペナルティーを科して、こういうミスは二度とやるなという形の方がいいように思うんです。

こういうものは、明らかにミスが生じたということで、割とはっきりしているのではないんですか。

○小林副主査 重度とか軽度とかといったときに、軽度の程度というものが多分、入札参加者に余りよくイメージができないと思うんです。ですから、改善計画を出さなければいけない程度の軽度というものはどういうレベルなのかということだと思っております。

ですから、今、逢見副主査がおっしゃったように、31 ページには達成水準としてこういう項目がゼロと書かれていて、これは測定しているという意味ですから、ここに例えば1 とかがあったとしたら、それはやはりペナルティーの要因として設定することはできるのではないかということだと思っております。

○逢見副主査 少し検討してみてください。

○太田試験専門官 それでは、御指摘も踏まえまして、この点につきましては再検討させていただきたいと思っております。

○逢見副主査 それから、10 ページの⑪に「受験者数の増減に起因して請負事業に要する費用に大幅な増減が生じた場合」というものがあります。2 ページの一番下に、短答式試験の受験者数が 9,000～1 万 1,000 人、論文式試験の受験者数が 4,000～6,000 人というものが対象と書いてありますね。すると、この数字から外れた場合に請負報酬の見直しが行われるということですか。

○太田試験専門官 先ほど申し上げましたように、今後、試験制度の変更の検討などが行われているというようなところも踏まえまして、受験生が今後、どのような行動を取っていくかというところはなかなか判断しにくいところではございますけれども、イメージとしましては、確かに先ほど御指摘のような数値で、従来は、短答式であればこの程度、それぞれ 2,000 人程度の幅を持って変動しているところでございますので、この程度の幅を超えて、受験者が多くなるにしろ、少なくなるにしろ、そういった幅を持って変動するというのであれば、一応、協議の対象にはなるのかなというようなことは想定しているところでございます。

○逢見副主査 これを受託した民間事業者にしてみると、受験者数が増えるのか、減るのかというのは、事業者の努力とは関係ない話ですね。それによって報酬が増えたり減ったりするところ何となく、どのぐらいコストに影響するのか。勿論、試験委員の監督とか、そういう人数が変わってくるというのはあるんでしょうけれども。

○太田試験専門官 具体的にはね返るものとしては、やはり教室の数で、受験生が変わりますと教室の数が変わりますので、その賃借料でございます。

それから、御指摘のあった試験立会を行う試験官の数が、教室が少なくなれば当然少なくなると

いうところもございますので、その辺に大きくはね返ってくるというところではございます。

○小林副主査 入札に参加するときの入札金額をつくるときに、今、受験者数がどのぐらいになるのかというのは見積もることができない、予想できないので、先ほどの試験会場の確保などにしてみると、やはりマックスを考えて確保していかなければいけないということになると思うんですよ。

ですから、それはそれとして、それ以上にということのかわからないんですけども、どのぐらい変動があったときに見直すのかという、その基準が少し明確ではないですね。そこはどうしたらいいんでしょうか。

○太田試験専門官 ここも正直、きっちり数値でお示しするというのはなかなか難しいところで、現状は、大幅な変動があったときにはとりあえず協議しましょうということで原案では記載したところではございます。

○澁木上席調査官 済みません、今、この実施要項でお示ししている受験者数が、短答式試験においては第Ⅰ回、第Ⅱ回、それぞれ9,000～1万1,000人で、論文式試験においては4,000～6,000人と言っておりますので、おおむね、この範囲で収まるものだと私どもの方で考えているわけなので、この範囲を外れた場合に、やはり見直しの対象になるのではないかと考えています。

○小林副主査 それは、多くもするということですね。受験者数がそれ以上になったら増額ということが含まれていますか。

○澁木上席調査官 増額も検討の余地かと思えます。といいますのは、先ほども申しあげましたように、試験会場の確保は現在、大学とやっているわけですが、民間の会社でも同じなんですけれども、やはり1会場幾らというような算定をされています。それで、受験者が増えれば確保する教室の数が変わってきますので、1つの大学全体を借りるわけではなくて、校舎の教室ごとに契約しますので、受験者が増えれば教室数が増えます。それとともに、そこを監督する試験官が増えます。あるいは今度、逆に減った場合には教室数も減りますし、試験官も減ります。これは今回の入札の対象の中に入ってございますので、受験者の変動によってそちらの方が増減しますので、やはり、その場合には見直しの必要も生じるということでございます。

○逢見副主査 だったら、その辺をもう少しわかりやすく書いておいた方がいいかもしれませんね。

○太田試験専門官 それは何か数値でというようなイメージでしょうか。

○小林副主査 今、変動になる要因というものをおっしゃったと思うんですよ。ですから、変動費に相当する部分で、協議によって金額の見直しをするという要素はこういうことかというふうに明確にした方が良くはないかと思えます。

○太田試験専門官 その御指摘ですと、例えば受験生が何割変動があったとかというところの入り口の部分ではなくて、それに伴って、先ほど澁木の方が申しあげましたような、こういった項目の金額に影響が出るような場合にはというようなことを具体的に書くべきではないというような御指摘でございましょうか。

○小林副主査 2～3ページに書いてある受験者数というものが大体想定される範囲であって、これがベンチマークですよというようなことをおっしゃったんですね。ですから、これを外れる場合とおっしゃったという理解ですと、外れた場合にどういう減額なり増額なりというのは、何を基準

にして減額なり増額なりをするのかということを確認にした方が良いのではないかという意味ですけれども、そういう理解でいいですか。

○澁木上席調査官 今、実施要項（案）の10ページでございますけれども、大幅な増減が生じた場合には、例えば教室の増減とか、あるいは監督官の増減が生じるためというようなことでございましょうか。書きようは少し検討させていただきます。

○逢見副主査 9,000～1万1,000人と想定して、それを大幅に超えて、新たな会場を確保しなければいけなくなったときとか、逆に大幅な受験生の減少で、会場をキャンセルする必要があるとか、そういうような意味合いが伝わるようにすればいいのではないのでしょうか。

○太田試験専門官 そして、今の状態ですと少し漠然とし過ぎた書きぶりになっているのではないかという御指摘でございますね。

それでは、そこはもう少し明確になるように検討させていただきたいと思います。

○逢見副主査 次に、12ページの⑦の入札参加資格で、公認会計士試験に関する受験指導云々で、これは要するに、先ほどの説明ですと、瓜田に履を納れずではありませんけれども、受験指導などを行っていて、それが利益相反になるような疑いがあるということなので、そういう事業者は排除するという意味ですね。

○太田試験専門官 そうです。具体的には、例えば受験予備校とかそういったところが参入していただいているという点でございまして、困るということでございます。

○逢見副主査 わかりました。

それから、14～15ページにかけて、必須項目の基礎点で25点、加点項目で40点となっております。この試験は基本的にはミスなくきちんと実施するということが求められている使命でありますので、どのぐらい創意工夫の余地があるのかと思うんです。そうしますと、加点項目がAからFまであって、2点ごとに、非常に細かく審査基準があって、かつ、それがトータル40点もあるということと言いますと、少し加点項目のウェイトが高いのではないかと。あるいは審査基準がこんなに6基準も要するのかという感じがします。

端的に言いますと、加点と基礎点との関係が1対1ぐらいでもいいのではないかと。もっと基礎点を上げて、要はミスなくしっかりやってほしいということ、試験という性格から言いますと、もう少し明確に伝えた方がいいように思うんですが、いかがですか。

○太田試験専門官 御指摘の点につきましては、そもそも、この試験事業につきまして「市場化テスト」の対象にするということに当たって、どれだけなじむのか。どれだけ民間の方にお任せした場合により良くなるということがあるのだろうかというところで議論になったところではございますが、私どもの思いとしましては、確かに御指摘のとおり、試験を確実に実施していくというやり方についてどれだけ工夫の余地があるのかというところはなかなか難しいという点はございます。

ただ、その中であって、民間の方から企画を募集した場合に、私どもの方でなかなか気付かなかったような良い知恵を出していただきまして、より確実に、なおかつ予算的にも効率的に実施していただけるというようなことが、何かこういったよりよい企画を出していただけないだろうかとい

う、この「市場化テスト」の導入の趣旨にもかんがみまして、この程度に逆に高めることによって何かよい企画を引き出すことができないだろうかというような思いもございまして、こういった4割というような配点にしたところではございます。

○逢見副主査 これは「市場化テスト」の性格によって、いろんな公共サービスの事業があつて、例えば会場の稼働率を上げた方がいいものはできるだけ創意工夫でやった方がいいんですけども、試験はそういうものとも少し違いますので、勿論、創意工夫の余地はあると思いますが、40点も配点しなくてもいいのではないかとということなんです。

ここもまた検討していただければと思います。

○太田試験専門官 せっかく導入するのであれば何かいい企画を出していただきたいというような思いもございまして、ここはこのような配分にさせていただいたところではございますけれども、御指摘も踏まえまして、こちらの方につきましては、先ほどの15ページの配点の、今は6段階になってございますが、こちらの点と併せまして、改めて検討はさせていただきたいと思います。

○逢見副主査 あと、16ページの「(3) 落札者が決定しなかった場合の措置」、不落の措置で「再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる」。これは財務局が自らやるということですね。

○太田試験専門官 はい。そうでございます。

○逢見副主査 これは、再度公告ということは検討されなかったんですか。

○太田試験専門官 そこは「入札対象事業を自ら実施すること等ができる」ということで、少し読みにくくなってございますが、一応、ここで再度公告をするということもあり得るということと考えてございます。

○逢見副主査 わかりました。

あとは、23ページに「(3) 調査項目」がありますね。それで調査項目と、前の方にある達成すべき質とはうまく対応しているのでしょうか。

○太田試験専門官 はい。こちらにつきましては、確保されるべきサービスの質の各項目が、その状況が調査項目となるように勘案して設定させていただいたところではございます。

○逢見副主査 わかりました。

あと、24ページに11.の(1)の「①請負事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表」は、関東財務局は速やかに審査会事務局に報告する。それで、審査会事務局は関東財務局の報告を審査・評価して監理委員会へ報告するとともに公表するということは、実施状況の報告は審査会から監理委員会に報告されるということですね。

○太田試験専門官 はい。そのようなたてつけにしております。

○逢見副主査 ただ、審査会は契約当事者にはなっていないわけで、財務局が当事者ですね。そうしますと、その報告したことについて監理委員会からいろんな質問とか何かが出たときに、この審査会はきちんと答えられるのか。それから、もしそこで何か問題があったときに対外的な責任が負えるのかどうかですけども、そこはいかがでしょうか。

○太田試験専門官 ここにつきましては、本来の公認会計士法に実施主体として明記されていると

ころは、試験全体を通じましては審査会ということになっておりますし、また、全国の試験の実施状況を全体的に把握しているところが審査会でございますので、そこは関東財務局において現場の状況に応じて一時的な審査を行っていただくというところがございますけれども、ただ、その状況について、審査会の方でも詳細に報告を受けることによって、なおかつ実態を把握した上で、その後、全体的に全国と比較してどうなのか。良かったのか、悪かったのか。関東財務局の評価が正しかったのかどうかという辺りも、全体的に総合評価を審査会で加えることによって対外的に責任を持って報告できるのではないかとということで、このような形にさせていただいたところがございます。

ですから、関東財務局から報告を受ける過程では、当然のことながら、かなり詳細に実態の報告を受けて、内容・状況を把握しておく必要はあると思っております。

○逢見副主査 その下の「(2) 関東財務局の監督体制」で「当該請負事業に係る監督については、関東財務局理財部理財第1課長を責任者とし、関東財務局理財部理財第1課が行う」ということですから、監督責任は関東財務局にあるということですね。

○太田試験専門官 そうですね。ですから、一時的に業務を通じまして指導といいますか、相談に乗ったりとか、それから、細かいところについては指導していったりという監督責任については、関東財務局の方で負っていただくという整理にしております。

○逢見副主査 金融庁との関係は、そういう整理で構わないんですか。

○太田試験専門官 はい。

○逢見副主査 私からは以上です。

○小林副主査 それでは、少し確認です。28～29ページの「従来の実施状況に関する情報の開示」のところなんですけれども、29ページの方にある人員というのは、今、市場化に出しているところの業務を行っている常勤職員と非常勤職員は、この作業量ですという理解で良いですね。

○澁木上席調査官 結構です。

○小林副主査 それで、そのコストが28ページの人件費のところに出ているということでよろしいですね。

○澁木上席調査官 そうでございます。

○小林副主査 この委託費部分なんですけど、例えば非常勤職員の分というものは、受験願書の受付審査、受験票の発送の時期には派遣社員を十数名雇っている。これが非常勤職員という理解でいいですか。

○澁木上席調査官 いや、違います。こちらの上の方の人件費で書かせていただいた非常勤職員は、関東財務局において雇っている非常勤職員で、試験事務に主に従事していただいている者の分でございます。

それで、今、言われた12名なりの受験願書のための要員、あるいは試験当日の試験官の派遣社員は、委託費等のうちの委託費定額部分の方に含まれている。外部委託の分は、こちらの方に含まれているということです。

○小林副主査 その辺の委託費に含まれている費目は書いてあるんですけども、それが今の私の

質問したように、少しわかりにくい感じがするんですよ。委託費等に願書受付審査の派遣料が入っているということですね。

○澁木上席調査官 これらは常に発生する事務ではございませんで、例えば試験の日だけ、あるいは受験願書の受付期間・審査期間だけに要する費目でございますので、それは派遣社員によって一時的な業務を賄っていただいているということでございます。

そのほかに、関東財務局において常時雇っている非常勤職員というものがおりまして、その方に試験事務の一部を行っていただいている分がございます。その分については人件費の方に入っているということでございます。

○小林副主査 この委託費定額部分というものは、例えば 30 ページの方で受験者数とか会場借料とかいろいろ書いてありますね。この受験者数とか会場借料とかというものによって変動している部分が、ここの委託費定額部分のところに反映されているという理解ですか。

○澁木上席調査官 おっしゃるとおりでございます。まさに、この委託費等の部分の中に派遣社員のかかる費用及び会場の借料、運搬費等もございませけれども、そういったものが、この委託費等には入ってございまして、先ほど来、議論のありました、受験者数によって変動する部分が主にこちらの費用になるかと思えます。

○小林副主査 これは事務局に聞いていいですか。

この実施に要したコストのデータで、入札参加者が委託費の計算をするときにどういう仕方であるのかが私は良くわからなくて、その積算根拠が十分に示されているかという意味なんです。

○事務局 それでは、私の方から確認させてもらっていいですか。

実施要項（案）の 28 ページのところですが、ここに委託費等として派遣料、あるいは運送委託料とかがございませけれども、この内訳ごとに、該当する人数、数量だったり、その金額とかは情報開示できるようなデータはございますか。これがあると、事業者の方が入札金額を積むときにかなり参考になるのではないかと思います。

○太田試験専門官 人員ですか。

○事務局 人員数とそれぞれの額です。

これは、委託は 1 者にされているわけではなくて、多分、幾つかに分けて、業務ごとに分けて委託されていますね。

○澁木上席調査官 試験ごとに、あるいは受付ごとにそれぞれ入札等を実施しまして、業者を決めてございます。

○事務局 そうですね。それで、それぞれごとの、派遣料であれば人数と金額、発送料ですと、これは何になるんですか。

○太田試験専門官 そうすると、この委託費の中でももう少し細かく、費目ごとに。

○事務局 そうですね。この内訳というんでしょうか、それがもしわかれば、情報開示として 1 つ入っていると、事業者の方が提案書を書くときに、金額を積むときに参考になるのではないかと思います。

○小林副主査 少し積算根拠となるような数字があると参入しやすい、計算しやすいかなという気

がしまして、その内訳を開示できるのであれば開示していただいた方がいいかなと思うんです。

○澁木上席調査官 それは、この実施要項に付けるというような意味でございましょうか。

○事務局 今、28 ページの2. の「④委託費等」として説明を書いていたかと思うんですけども、この後ぐらいに。

○太田試験専門官 何人で幾らとかというような形で、そこに注釈を付けるような形で、追記するような形にするということですか。

○事務局 そうですね。今、入っている費目の中身を、例えば表側に置いてもらう。

○澁木上席調査官 勿論、それぞれ積算根拠がございまして付けることは可能かと思えますけれども、ただ、これが開示できるかどうかというところはありますので、これは検討させていただいた上で、もし開示できるような情報であれば、付けさせていただきます。

○事務局 可能な範囲といいますか、是非、お願いしたいと思うんです。

○太田試験専門官 それは、その方向で検討させていただきたいと思います。

○小林副主査 どうぞ。

○逢見副主査 32 ページの(注記事項)に「2. 願書受付開始から試験実施までの間を中心として、受験生から受験票、試験会場等に関する照会が年間 200 件程度寄せられています」。これは、ほとんどマニュアルで対応できる問い合わせなんですか。

○澁木上席調査官 はい。定型的なものが多いございまして、例えば受験会場はどちらでしょうかとか、あるいは少しあれですと、受験票がまだ届かないんですがというような御質問とか、願書の配付はいつからですかとか、そういうような照会と、少し苦情めいたものもございまして、そういったものについてQ&Aをおつくりすることは、現在はございませんが、定型的な質問についての受け答えは可能かと思えます。

○逢見副主査 8 ページの確保すべき質の⑥に「マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレーム」というものがあるので、そうしますと、そういうもののおおむねマニュアルで対応できるものがほとんどあってというふうに理解すれば、この 200 件は処理できるということですね。

○澁木上席調査官 はい。そのように考えていただいて結構です。

○佐久間事務局長 少し関連して1つ質問で、今までも委託をされておられる部分があって、その部分についてはマニュアルといいますか、手順書とか、そういうものは整備されておられるのでしょうか。要するに試験当日のものもあれば願書の受付から、いろんな業務があるわけですね。それで、どれについて、どのようなマニュアルが既に整備されていて、それは提供可能なものかどうかというところはどんなふうになっていますでしょうか。

○澁木上席調査官 それぞれ実施要領、あるいはマニュアルというものをつくっておきまして、それは派遣社員を雇っているときに御説明しているところなんですけど、それについては提供する予定にしております。

具体的には、願書受付並びに審査についてのマニュアル、試験当日のマニュアル。それは試験官向けのマニュアルと、あと、本部要員とバックヤードに関する手引・マニュアルといったものをつくってございます。短答式試験、論文式試験、それぞれつくってございますので、そちらの方は提

供する予定でございます。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

済みません、ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、この公認会計士試験の試験実施業務についての審議は、これまでとさせていただきます。事務局から確認すべきことはありますか。大丈夫ですか。

○事務局 今後の進め方でございますけれども、ただいまの審議の中で幾つか、更に検討が必要とされた点、御指摘がございましたので、そちらを改めて整理していただきまして、私ども事務局へ提出していただく。そして、事務局から委員に御相談申し上げまして、御了承いただいた段階でパブリック・コメントの手続に進んでいただく。そういうことでよろしいでしょうか。

○事務局 済みません、私の方からよろしいでしょうか。

御検討いただくところが少し多いかなと思っておりまして、早急に御検討を進めていただいて、もう一回、こういった場で御議論いただくということを前提に進めていきたいと思っております。まずは中身の方を、今回、幾つか御指摘があったかと思っておりますので、そちらを早急に詰めていただきまして、当方の担当の方に御提出いただいて、またその段階でスケジュールの方は改めて御紹介させていただきたいと思っております。

○太田試験専門官 とりあえず、目途としては、当然、早急には検討させていただきます。

○事務局 お時間の方もあるかと思っておりますので、勝手なことではありますけれども、何とか今週、早い段階で詰めていただきまして、まだはっきりとはあれですけれども、来週ももう一度、こういった議論の場を、別な件ではありますけれども予定しておりますので、もし可能であれば、そこでもう一度ということもできるかなと思っております。もし、それが可能であれば恐らく、この先のスケジュール、入札関係のスケジュールもそんなに影響なくできるかなと思っております。

いずれにしても、また御検討いただきまして、追ってまたお話をさせていただきたいと思っております。

○小林副主査 パブリック・コメントは、いつぐらいまでに行えばいいんですか。

ですから、今、事務局から提案があったとおり、今日、これから詰めていただかなければいけないことが結構たくさんあるので、それを早急に検討いただいて、事務局とやりとりをしていただいた上で、できれば来週にもう一回審議の場を持って、それからパブリック・コメントというようなスケジュールでよろしいんですね。

○事務局 この次の御審議は8月末を予定しておりました。その間までにパブ・コメをやっただいて、御意見等の対応をまとめていただくということでした。来週できれば恐らく大丈夫ではないかと思っております。

○小林副主査 それでは、そのようなスケジュールで、いろいろ御検討いただくことが多いですけれども、事務局と調整をしていただいて検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これで終わりにしていいですか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 それでは、本日の「入札監理小委員会」は、これで終了したいと思います。御検討

をよろしくお願いたします。

○太田試験専門官 どうもありがとうございました。